

主の 2014 年 10 月 8 日

正統長老教会  
総会書記 ロス・グラハム先生

日本キリスト改革派教会  
大会憲法委員会第 1 分科会委員長  
元大会外国教会連絡員会委員長  
市川康則

## はじめに

教会の頭、主イエス・キリストの御名を讃美申し上げます。

日本キリスト改革派教会（RCJ）は再来年、創立 70 周年を迎えようとしていますが、創立以来 70 年近くに亘って、生けるまことの神様の確かな御導きと豊かな御祝福の下に、この異教日本社会において教会形成と福音宣教に携わることが許され、まことに感謝する次第であります。またその間、貴正統長老教会との宣教協力関係が RCJ の形成と成長にとって有意義な役割を果たして来ましたことは、主の特別の御祝福であり、私たちは貴教会に心より感謝しております。特に 2011 年の空前絶後の震災に際しましては、一早く、多くの奉仕の方々が来日され、被災教会とその地域の救援にご尽力くださいました。厚く御礼申し上げます。

さて、2007 年以來 2～3 度、貴教会の関係委員会の方々から女性役員論に関するご教示とご質問をいただきましたが、それに対して正式の回答を差し上げていませんでした。まことに申し訳なく存じます。2007 年に神戸改革派神学校校長に就任し、今年の春に退任するまで、教会内外の諸奉仕を要請され、また今年初めに手術を受けるなど、公私に亘って忙殺されておりました。言い訳に過ぎないことを重々承知しています。

これまでにいただきましたご教示やご質問に逐一お答えすることは適いませんが、ここに私自身の確信をお伝えすることにより、回答とさせていただきます。どうぞご了承くださいますように。

## I. 聖書解釈の前提と基本原則

先ず、神の言葉にして、信仰と生活の唯一で無謬の規準である聖書の解釈につき、その前提と基本原則を明らかにしておく必要があります。

第 1 に、聖書はそれ自身で神の言葉であり、このことは我々の認識能力や認識結果に根拠付けられたり、還元されたりしません。聖書の存在論的捉え方と言えるでしょう。

第 2 に、しかしながら、聖書の意味—その真理性—は、我々の解釈を経て明らかになるのであって、決して解釈なしに自明のものではありません。例えば、キリストが神の子、また神ご自身であることは（聖書記者は別としても）後の教会が—聖霊の導きの下に！—幾多の論争を経て、そのように認識し告白した結果です。異端者にはそれは決して自明ではありません。

第 3 に、上と密接に関連して、我々が今日、聖書の教えであると理解しているものは、時の経過と共に徐々に明らかになって来たのであり、初めから自明だったのではありませ

ん。例えば、私たちは、聖書が教える結婚は一夫一婦制であると知って一信じて一います。しかし、旧約聖書では神の民においても一夫多妻や、正妻以外の女性によって子を儲けることは珍しくありません（アブラハム、ダビデ、他）。しかし、聖書はそれを断罪していません（後述）。

第4に、上記に含まれていますが、聖書の著述はその時代の歴史的諸特徴を前提としており、それを活用すると共に、同時にそれに制約されています。積極的には、例えば文学諸類型が活用されています—法令集、年代記、詩歌、言行録、書簡、黙示文学等々。しかし、聖書記者は当時の男女関係や身分階級制度自体を非難、否定していません。しかし、積極的に主張、擁護しているのでもありません。それなら、それらに無関心だったのでしょうか。そのように見做すべきではありません。聖書は全体として人間生活の全領域に亘って権威を持っているはずで、当時の社会的人間関係は教会にも影響しますが、教会はそれを是とするのか、非とするのか、簡単に答えることはできません。詩歌や黙示文学を字義的に解釈しても無意味です。同様に、聖書の記述に見え隠れする当時の社会習慣を単純に拒否するのも受容するのも、思慮が足りません。

第5に、聖書記者たちは2000年後の社会を予想することはできませんでしたし、その必要もありませんでした。聖書は全体として人間生活のすべてを支配する神の言葉ですが、しかし、個々の聖書記者は直接的には、彼らに関わっている教会（員）の必要や課題について神の御心を記しているのものであって、後代の教会の必要や課題のために著述した訳ではありません。21世紀に女性役員が是か非か、原発が是か非か、カジノが是か非か—聖書記者たちは答えられません。これらに対する聖書的回答の模索は21世紀の教会の責任と特権です。ある事柄に対する聖書記者の直接の回答をそのまま我々の課題に結び付けることは、逆に恣意的になりかねません。

## II. ウェストminster信仰規準の採り方

RCJは1946年、創立に当たって宣言を表明しましたが（通称「創立宣言」）、その中で教派の信仰規準としてウェストminster信仰規準（信仰告白および大・小教理問答、以下「ウ規準」）を採択することを宣言しました。しかし、その採択は以下の根本原則に基づいています。

第1に、RCJはウ規準を聖書教理の体系的表明として採択しています。ウ規準のすべての文言をそのままに受け入れるという採り方（マキシマム）も、反対に、ウ規準全体の眼目・精神だけを受け入れるという採り方（ミニマム）も、どちらも我々の採択の仕方ではありません。神の言葉である旧・新約聖書は、全体として整合性・首尾一貫性を持っているはずで、教理とは、その聖書に対する教会の（人間論理を活用した）信仰的応答の表明です。信仰規準自体は神の言葉ではありません。しかし、神の言葉の教会的応答と換言として、教会に対して一聖書に準じて一権威を持ちます（*norma normata*）。

ウェストminster信仰告白は17世紀の英国で作成されましたが、今日、多くの長老教会は18世紀後半にアメリカの長老教会で一部改正されたものを採っています。しかし、ウェストminster告白改訂版とか、ウェストminster信仰告白米国長老教会版などとは言わず、依然として「ウェストminster告白」と称しています（おそらく英国の元の作成者たちは怒るでしょう）。なぜこのようなことが可能なのでしょうか。信仰規準を

「聖書教理の体系」として採っているからです。前に、C・ホッジの論文「ウェストミンスター信仰告白を採ることの意味」（邦訳文）をRCJ大会に委員会報告の添付資料として提出したのは、この点を少しでも分かりやすくするためでした（結果的には、むしろ混乱を引き起こし、申し訳なく思います）。

第2に、RCJはウ規準をいわゆる四大公同信条を前提に採択しています。宗教改革は、当時の西方キリスト教会における福音の失墜と教会の歪曲の中で、聖書に立ち返ることを目指した正に「再」形成運動でした。しかし、「立ち返る」といっても決して、時代錯誤的な退却ではなく、聖書原典の真理を彼らの時代にふさわしく受け取り直し、より十分に表明し実践するという姿勢でした。ウ規準を聖書教理の表明となし得るためには、公同信条を前提としない訳にはいかない—RCJはこのことを自覚しています。

第3に、上記に含意されていますが、RCJはウ規準を宗教改革時代の信条文書の最高傑作として採択しています。決して他の諸信条文書を排除して、ウ規準を独占的に採るというものではありません。もちろん、RCJの信仰規準はウ規準ですが、しかし、そこには先立つ諸信条・教理問答の信仰と神学が最も完備した仕方で受け継がれ、表現されているという理解です。事実、ウ規準は17世紀半ばの作品であり、カルヴァンたちの時代から1世紀近く経っていました。

第4に、RCJは将来—主の御心であれば—さらに優れたものを自分たちの言葉で作成することを祈り願ってウ規準を採択しています。もちろん、ウ規準に代わる—それに優る—信仰規準を作成することは決して容易でないことは自明のことです。何十年先、何百年先になるか、分かりません。しかし、ウ規準はこれまでの信仰規準の中で最高傑作ですが、最終のものではないはず（聖化の未完成はここにも当てはまります）。ウェストミンスター会議の神学者たちは21世紀の社会と教会を予測することはできませんでしたし、彼らの関心でもありませんでした。私たちは、使徒信条（の前身）からウ規準まで—そして今日まで—つながっている歴史を継承し、前進していかなければなりません。

第5に、上記の延長線上にあることですが、ウェストミンスター会議の神学者たちにとって問題にもならなかったことが、現代の教会の重要な課題となるとき、会議の諸文書を直接の資料として、また権威あるものとして用いることは不適切です。例えば女性役員の論考の場合、ウェストミンスター神学者会議が作成した「政治規準」や「礼拝指針」が教会役員を「男性」としているからといって、それらに直接に依拠するのは不適切です。彼らの教説と作成文書はその時代の慣習・常識に則っているのに他なりません。

### III. 社会秩序とそこでの男女関係について

教会における女性の役員のは是非を考えるに当たって最も重要なことは、男女関係のあり方についての聖書の教えです。より正確に言うなら、聖書がそれについてどのように教えているかを、我々がどのように判断するかということです。既に述べましたように、聖書は我々の解釈と認識に無関係に自明であるというわけではありません。

第1に、聖書が書かれた時代（古代社会）では、男女関係は一般に「男尊女卑」でした。もちろん、聖書が全体としてそれを教えているとか、正当化しているというわけではありません。しかし、（特に旧約）聖書の記述にはそれが反映しています。例えば、契約のしるしである割礼はなぜ男性にのみ命じられた—許された—のでしょうか（女性も神との契約

の中にいたはずです)。また、十戒の中の第十の戒めは隣人の家を食べることを禁じていますが、その対象の中に妻がありますが、なぜ夫はないのでしょうか(男性が女性を食べることはあっても、その逆は考えられなかったからです)。さらに、旧約聖書には一夫多妻や、妻以外の女性によって子を儲けた例もあります。ダビデ王は明らかに複数の妻を持っていましたし、アブラ(ハ)ムは妻に仕えていた女奴隷によって子を得ました。聖書には、これらもたらした悲劇は記されますが(ダビデの息子たちの王位争い、サラ[イ]とハガルの確執、アブラムの苦悩など)、これら自体は断罪されていません(現在ならとんでもない罪で、戒規の理由となります)。これらはすべて、聖書が書かれ、神の民が生きていた時代の制約に基づいています。それゆえ、教会における女性のあり方(礼拝での被り物や教会内での立場・発言など)についての聖書記者の教えは、やはりその当時の社会における男女観や女性のあり方に基づいています。

第2に、より広い文脈で男女のあり方を考えることが有益でしょう。聖書記者たちは、自分たちが生きている社会の秩序—王制、身分階級、世襲制、他—を前提として、諸教会と信徒たちに、その秩序の中でキリスト教徒にふさわしい生き方を教え、勧めました。彼らは決して、王制や身分階級を罪の結果として打破すべしとは教えませんでした。しかし、それなら、歴史の過程で王制から民主制に変わり、身分制度がなくなったことは、聖書記者たちの意図に反することでしょうか。それらを復活させるべきでしょうか。おそらく、誰も「イエス」とは言わないでしょう。しかし、かつてアメリカの黒人奴隷制度や南アフリカのアパルトヘイト政策を聖書によって正当化し、その廃止に最も難色を示したのは、保守的な長老教会や改革派教会ではなかったでしょうか。我々が聖書の明白な教えであると理解しているものは、多くの場合、歴史が進み、聖書の教えが社会に徐々に浸透して行き、旧来の社会習慣が変わって行った後で、聖書を解釈した結果なのです。

第3に、19世紀末期から20世紀になって、女性が政治を始め社会的諸領域に進出し、活躍し始めましたが、それは非聖書的なのでしょうか。そして、社会における女性の積極的参加は教会に影響してはいけないのでしょうか。教会が社会から悪影響を受け、世俗化したことは事実であり、教会は悔い改めるべきではありますが、しかし、逆に、社会の影響が教会の目を開いて聖書真理を見させるに至ったことも事実です。かつて(南アフリカ)オランダ改革派教会は『聖書に光に照らした人種関係と南アフリカの現況』(1975年)において事実上アパルトヘイトを正当化しましたが、後に『教会と社会—オランダ改革派教会の証言—』(1986年、1990年改訂)では人種差別は罪であると断じました。この変化はどこから来たのでしょうか。聖書研究が進み、教会自身が旧来の解釈を積極的に変えたからでしょうか。そうではないでしょう。外交や商業取引の停止など、諸国の政治・経済政策を含め、世界中の厳しい批判が、この政策の廃止につながったことは否めません。教会はこのような事実を率直に認めるべきです。

#### IV. 教会の役員の資格

教会役員の資格は男女の問題ではなく、根本的に召命感と賜物の事柄です。第1に、女性役員(教師、長老)の是非はいくつかの聖書章句の字義的解釈によってはどうも解決できませんし、また、そのような仕方で済ませるべきではありません。もし私たちが、例えば、教会で女性が教えることを禁じるパウロの発言を文字通り受け止め、礼拝で被り物

を命じる同じパウロの発言を文字どおりに受け止めないとすれば、そのような聖書解釈と使用は果たして正当なのでしょうか。

第2に、上記と同様、女性役員の是非は、ウ規準および他のウェストミンスター神学会議の文書を字義的、非歴史的に解釈することによって判断されるべきではありません。ウ規準には教会役員の資格についての直接の言及はありませんが、教会政治規定にはそれについての言及があります。しかし、既述の如く、その時代に女性の教会役員は存在しませんでした。

第3に、教会の職務に就くに当たって最も重要なことは一キリスト信者であることの前提の上に一当該職務への召命感があること一神ご自身が私をその職務に召しておられることを確信すること一、そして、その職務を遂行するための賜物が与えられていること一それを会衆および教会会議（小会）によって承認されること一です。如何に有能な男性でも、主の召しを確信できない場合、また、主の召しを信じていても、主からの賜物があるとみなされない場合、職務に就くことはできません。

## おわりに

2014年のRCJ定期大会に提出される提案は、教会役員（教師・長老）を男性に限定していた従来の政治規準の関係条項から、その限定を取り除くだけであり、積極的に女性を役員に就かせようというものではありません。教会役員になる・ならないは、個々人の召命感と賜物の問題であり、当該教会（小会）の管掌事項であって、大会が直接に関与するものではありません。

以上の見解は、これまでにお尋ねになった諸点に直接回答するものではありませんが、女性役員問題に関する私の根本的な見方と姿勢であります。意のあるところをお汲み取りくださいますよう、切にお願いいたします。これまでの長きに亘る主にあるお交わり、特に宣教協力関係を心より感謝いたしますと共に、主の御心ならば、これからも可能な仕方では何かの協力をさせていただくことが許されますよう、切に願っております。

在主